

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 17

道警察釧路方面本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 19

目次

訓 令

○北海道職員の勤務時間に関する規程及び北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

北海道
北海道教育委員会
北海道警察本部
北海道企業局

○新しい総合計画検討委員会設置規程を廃止する訓令…………… (計画室) 4

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… (総務業務センター) 4

○特定調達契約に係る入札の公告 (2件) …………… (総務業務センター) 5

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (総務業務センター) 7

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回…………… (医療政策課) 7

○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正…………… (医療政策課) 7

○土地改良事業の施行の協議の適否の決定…………… (農業施設管理課) 8

○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の一部改正…………… (水産経営課) 8

○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課) 8

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) 9

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課) 9

○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課) 9

○道路の供用の開始…………… (道路課) 9

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告 (3件) …………… 10

道立紋別病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 15

道教育庁実習船管理局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 16

道人事委員会告示

○準特地部局の指定の一部改正…………… 17

訓 令

北海道訓令第1号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の勤務時間に関する規程及び北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の勤務時間に関する規程及び北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

(北海道職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 北海道職員の勤務時間に関する規程(昭和55年北海道訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成10年北海道条例第3号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条中「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項」を「条例第2条第3項」に改め、「再任用短時間勤務職員」の次に「(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、「同条例」を「条例」に改め、同条に次の1項を加える。

2 再任用短時間勤務職員で1週間の勤務時間を30時間とされている職員の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分まで(次条に規定する休憩時間を除く。)の間における6時間とし、その割振りは、所属長が定める。

第5条中「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「条例」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等の勤務時間等)

第6条 条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等の勤務時間及び休憩時間については、第2条第1項及び第3条の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の育児短時間勤務の承認の内容によるものとする。

(北海道職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第2条 北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「次項において」を「以下」に改める。

第4条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め、同条第1項中「育児休業養育状況変更届」を「育児休業等養育状況変更届」に改める。

第5条の見出しを「（育児休業をしている職員の職務復帰）」に改める。

第7条の見出し中「子」を「部分休業に係る子」に改め、同条第1項中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第10条とする。

第6条第1項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（育児短時間勤務の承認の請求手続）

第6条 法第10条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の請求をしようとする職員は、育児短時間勤務承認請求書（別記第4号様式）を所属長を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

3 条例第11条第5号の規定による申出を行おうとする職員は、第1項の請求を行う際に、育児短時間勤務承認請求書に計画書を添付しなければならない。

4 前項の申出を行った職員は、計画書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を計画書により所属長を経由して知事に届け出なければならない。

（育児短時間勤務の期間の延長の請求手続）

第7条 前条第1項及び第2項の規定は、法第11条第1項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第8条 第4条の規定は、育児短時間勤務をしている職員について準用する。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第2条、第6条関係）

育 児 休 業 等 計 画 書	
年 月 日	
北海道知事 様	
所 属	
職 名	
氏 名	
(職員番号)	

北海道職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

☐ 当 初 ☐ 変 更			
1 請求の別	☐ 育児休業 ☐ 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
3 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 配偶者の養育計画			
配 偶 者 の 氏 名			
養 育 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
子を養育するための方法	☐ 育児休業 ☐ 育児短時間勤務 ☐ 育児休業以外の休業・休暇 ☐ その他 ()		
5 備 考			

- (注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 「養育予定期間」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業又は育児短時間勤務請求予定期間の初日の前日までの期間（3月以上の期間に限る。）を記入すること。
- 4 変更の届出の場合は、1から4までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。
- 5 該当する☐にはレ印を記入すること。

別記第3号様式（第4条、第8条関係）

育 児 休 業 等 養 育 状 況 変 更 届	
年 月 日	
北海道知事 様	

所 属
職 名
氏 名
(職員番号)

次のとおり 育 児 休 業 に係る子の養育の状況について変更が生じたので、
育児短時間勤務
届け出ます。

1 承認を受けた育児休業等の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 届出の事由

- ☐ 育児休業等に係る子を養育しなくなった
☐ 同居しなくなった ☐ 負傷・疾病 ☐ 託児できるようになった
☐ その他 ()
- ☐ 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった
- ☐ 産前産後の休暇を取得した
- ☐ 出産した
- ☐ 育児休業等に係る子が死亡した
- ☐ その他 ()

3 届出の事由が発生した(する)日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第5号様式中「(第7条関係)」を「(第10条関係)」に、「☐ 同居しなくなった ☐ 負傷・疾病 ☐ その他 ()」を
「☐ 同居しなくなった ☐ 負傷・疾病 ☐ 託児できるようになった ☐ その他 ()」に改
め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「(第6条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を別記第5
号様式とし、別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式(第6条関係)

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書

年 月 日

北海道知事 様

所 属
職 名
氏 名
(職員番号)

次のとおり 育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 を請求します。
育児短時間勤務の期間の延長

1 請求に係る子	2 職員以外の当該子の親
氏 名	氏 名
生 年 月 日	年 月 日生 子との同・別居 ☐ 同居 ☐ 別居
職員との続柄	就 業 の 有 無 ☐ 有 ☐ 無
3 請求の内容	☐ 育児短時間勤務の承認 ☐ 育児短時間勤務の期間の延長 ☐ 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務を必要とする特別の事情)
4 請求の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 勤務の形態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号の勤務の形態) ☐ 第4号 ☐ 第5号
勤務の日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)
6 既に承認され た育児短時間 勤務の期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
7 備 考	

所属長の意見

年 月 日

(所属長)

印

- (注) 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類（戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄によりがたい場合は、「7 備考欄」に必要な事項を記載すること。
- 3 「7 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、生年月日及び請求者との続柄、(イ)請求に係る子が養子の場合、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- 4 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に第2条の規定による改正前の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

**北 海 道
北海道教育委員会
北海道警察本部
北海道企業局**

訓 令

**北 海 道
北海道教育委員会
北海道警察本部
北海道企業局**

訓令第1号

庁 中 一 般
部 局

新しい総合計画検討委員会設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成20年2月1日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 橋 場 昇
北海道警察本部長 高 橋 清 孝
北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

新しい総合計画検討委員会設置規程を廃止する訓令

新しい総合計画検討委員会設置規程（平成18年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部・北海道企業局訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成20年2月1日から施行する。

告**示****北海道告示第52号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成20年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成19年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成20年2月1日に一般競争入札の公告を行う北海道庁託送業務契約
- (2) 資 格 北海道庁託送業務の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 北海道庁託送業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)、及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成20年1月1日現在において引き続き1年以上運送業務を営んでいること。
- (2) 平成20年1月1日を基準日とし、過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。
- (4) 航空便の取扱いができること。
- (5) 宅配便のみ貴重品の取扱いができること。
- (6) 業務に見合う人員（1人以上）を午前8時45分から午後5時までの間、指定施設（荷物発送室）に常駐させることができること。
- また、繁忙期には、それに見合う人員を配置することができること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき

設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、２に掲げる営業年数等の要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

また、(1)に該当する場合は、２の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とし、２(1)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の平均値とすることができる。

４ 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成20年２月１日から２月29日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
イ 提出先の所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011-204-5076

- ５ 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の３の(1)のア、イ、ウ、４の(1)、(3)及び５の(2)による。

北海道告示第53号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年２月１日

北海道知事 高橋 はるみ

１ 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
ア 北海道庁託送業務（各単位当たりの単価）
イ 調達予定数量 梱包 821個
メール便 195,422個
宅配便 46,889個
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成20年４月１日から平成21年３月31日まで

- (4) 履行場所 札幌市中央区北３条西６丁目 北海道庁本庁舎

- ２ 入札に参加する者に必要な資格
平成20年北海道告示第52号に規定する北海道庁託送業務の資格を有すること。

- ３ 契約条項を示す場所
北海道総務部行政改革局総務業務センター

- ４ 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 札幌市中央区北３条西７丁目 北海道庁別館11階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北３条西７丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター）
(2) 入札日時 平成20年３月13日 午後２時（送付による場合は、平成20年３月12日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

- ５ 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

６ 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 ３に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

- ７ 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の２の(2)のオ及び３の(1)による。

- ８ その他
平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011-204-5076

９ Summary

- A. Nature and quantity of the services to be procured :
- a. Packing 821
 - b. Mail Service 195,422

C. Home Delivery 46,889

B. Bid tendering date and time : 2:00 P. M., March 13, 2008
(Mailed bids must arrive no later than March 12, 2008)

C. Contact : Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau
Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5076

北海道告示第54号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 165台

イ パーソナルコンピュータ 51台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成20年3月31日

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟5階9号会議室
(送付による場合は、郵便番 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター)

(2) 入 札 日 時 平成20年2月27日（水）午前11時（送付による場合は、平成20年2月26日（火）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成19年1月16日付け北海道告示第26号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 入札参加申込書の提出

(1) 提 出 期 限 平成20年2月19日（火）午後5時（送付による場合は、平成20年2月18日（月）必着）

(2) 提 出 場 所 3に同じ。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal Computer 165

b. Personal Computer 51

B. Bid tendering date and time : 11:00 A. M., February 27, 2008

(Mailed bids must arrive no later than February 26, 2008)

C. Contact : Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau
Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.

Phone : 011-204-5076

北海道告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ 408台
- (2) パーソナルコンピュータ 62台

2 落札を決定した日

平成20年1月16日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- (2)ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- (1) 28,188,720円
- (2) 5,360,659円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年12月18日付け北海道告示第794号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第56号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

医療法人讃生会宮の森記念病院(札幌市)

医療法人二樹会足立外科クリニック(札幌市)

医療法人寧会手稲前田整形外科病院(札幌市)

鈴木外科医院(札幌市)

医療法人唐澤病院(旭川市)

医療法人社団さとう整形外科胃腸科医院(旭川市)

千葉外科医院(釧路市)

釧路循環器・呼吸器クリニック(釧路市)

医療法人孝仁会釧路脳神経外科病院(釧路市)

北見市国民健康保険常呂病院(北見市)

医療法人社団幸栄病院(紋別市)

北海道告示第57号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

平成20年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項医療法人社団札幌外科記念病院の事項中「平成20.1.31」を「平成23.1.31」に改め、同項医療法人讃生会宮の森記念病院の事項を削り、同項北海道大学病院の事項、同項医療法人野中整形外科内科病院の事項及び同項医療法人麻生整形外科病院の事項中「平成20.1.31」を「平成23.1.31」に改め、同項医療法人社団カレスアライアンス天使病院の事項中「医療法人社団カレスアライアンス天使病院」を「医療法人母恋天使病院」に改め、同項医療法人社団愛心館愛心メモリアル病院の事項中「平成20.1.31」を「平成23.1.31」に改め、同項医療法人二樹会足立外科クリニックの事項を削り、同項勤医協中央病院の事項、同項医療法人社団三草クラーク病院の事項、同項独立行政法人国立病院機構北海道がんセンターの事項、同項医療法人社団朋仁会整形外科北新病院の事項、同項医療法人恵佑会札幌病院の事項、同項医療法人柏葉脳神経外科病院の事項、同項北海道社会保険病院の事項及び同項医療法人札幌第一病院の事項中「平成20.1.31」を「平成23.1.31」に改め、同項医療法人寧会手稲前田整形外科病院の事項及び同項鈴木外科医院の事項を削る。

函館市の項医療法人社団高橋病院の事項、同項医療法人社団健和会大村病院の事項、同項函館五稜郭病院の事項、同項医療法人富田病院の事項及び同項医療法人雄心会函館新都市病院の事項中「平成20.1.31」を「平成23.1.31」に改める。

旭川市の項中医療法人唐澤病院の事項を削り、同項医療法人回生会大西病院の事項、同項医療法人社団石崎病院の事項、同項医療法人整形外科進藤病院の事項、同項医療法人幾晃会木原循環器科内科医院の事項、同項医療法人元生会森山病院の事項及び同項旭川赤十字病院の事項中「平成20.1.31」を「平成23.1.31」に改め、同項医療法人社団さとう整形外科胃

腸科医院の事項を削り、同項医療法人社団恩和会旭川高砂台病院の事項及び同項旭川医科大学病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

室蘭市の項新日鉄室蘭総合病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

釧路市の項釧路市医師会病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改め、同項千葉外科医院の事項を削り、同項うしき整形外科クリニックの事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改め、同項釧路循環器・呼吸器クリニックの事項を削り、同項医療法人社団三慈会西池整形外科クリニックの事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改め、同項医療法人孝仁会釧路脳神経外科病院の事項中「医療法人孝仁会釧路脳神経外科病院 釧路市芦野1丁目27番1号 平成20. 1.31」を「医療法人孝仁会釧路孝仁会記念病院 釧路市愛国191番212号 平成23. 1.31」に改める。

帯広市の項J A北海道厚生連帯広厚生病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

北見市の項北見市国民健康保険常呂病院の事項中「北見市国民健康保険常呂病院 北見市常呂町字常呂477番地 平成21. 3.31」を「J A北海道厚生連常呂厚生病院 北見市常呂町字常呂573番地の2 平成23. 1.31」に改め、同項特別医療法人明生会道東脳神経外科の事項中「特別医療法人明生会道東脳神経外科」を「特別医療法人明生会道東脳神経外科病院」に改める。

留萌市の項留萌市立病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

江別市の項江別市立病院の事項及び医療法人社団藤花会江別谷藤病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

赤平市の項市立赤平総合病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

紋別市の項医療法人社団幸栄病院の事項を削る。

士別市の項市立士別総合病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

滝川市の項滝川市立病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

恵庭市の項医療法人北晨会恵み野病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

松前町の項松前町立松前病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

江差町の項北海道立江差病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

乙部町の項乙部町国民健康保険病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

黒松内町の項黒松内町国民健康保険病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

天塩町の項天塩町立国民健康保険病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

平取町の項平取町国民健康保険病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改め

る。

音更町の項医療法人社団宏明館幸北病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

鹿追町の項鹿追町国民健康保険病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

清水町の項清水赤十字病院の事項中「平成20. 1.31」を「平成23. 1.31」に改める。

厚岸町の項町立厚岸病院の事項中「厚岸郡厚岸町字住の江1丁目1番地」を「厚岸郡厚岸町住の江1丁目1番地」に改める。

北海道告示第58号

土地改良法（昭和24法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、枝幸町の行う土地改良（音標30号地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用道路））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道宗谷支庁に備え置いて、平成20年2月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成20年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第59号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表中香深加入区の項の次に次の1項を加える。

利尻加入区 利尻郡利尻富士町及び利尻郡利尻町一円

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表中鶯泊加入区、鬼脇加入区、仙法志加入区及び杵形加入区の項を削る。

北海道告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 苫前郡羽幌町大字焼尻字緑岡35・36の1・44・64・65（以上5

筆について次の図に示す部分に限る。)		イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
2 指 定 の 目 的 風害の防備		ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
3 指 定 施 業 要 件		エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(1) 立木の伐採の方法		(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。	
ア 主伐は、択伐による。		(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。)	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。			
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び羽幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)			
北海道告示第61号		北海道告示第63号	
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。		道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。	
平成20年2月1日		その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。	
		平成20年2月1日	
		北海道知事 高 橋 はるみ	
1 解除予定保安林の所在場所 空知郡南幌町516の4（次の図に示す部分に限る。）		1 道路の種類 道道	
2 保安林として指定された目的 風害の防備		2 路 線 名 瑞穂東川線	
3 解 除 の 理 由 道路用地とするため		3 道路の区域	
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)		区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間	
		上川郡東川町946番19地先から 前 11.00mから 175.00m ——	
		上川郡東川町2750番5地先まで 前 32.40mまで 22.00mまで 150.00m ——	
		後 13.50mから 175.00m ——	
		後 35.00mまで 22.00mまで 150.00m ——	
北海道告示第62号		北海道告示第64号	
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。		道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。	
平成20年2月1日		その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。	
		平成20年2月1日	
		北海道知事 高 橋 はるみ	
1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 旭川市（次の図に示す部分に限る。）		路線名及び縦覧場所 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日	
2 保安林として指定された目的 公衆の保健			
3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件			
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法			
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。			
旭川市（次の図に示す部分に限る。)			

道道直別共栄線
北海道帯広土木現業所
道道然別峡線
北海道帯広土木現業所

十勝郡浦幌町字昆布刈石21番1地先から
十勝郡浦幌町字昆布刈石21番1地先まで

平成20. 2. 1
午後0時

平成20. 2. 1

河東郡鹿追町字ウリマク国有林十勝西部森林
管理署東大雪事業区2122林班ろ小班地先から
河東郡鹿追町字ウリマク国有林十勝西部森林
管理署東大雪事業区2139林班と小班地先まで

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月1日

北海道空知支庁長 赤 岡 洋

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 自動車の賃貸借（乗用自動車（ハッチバック・ワゴン））26台分 一式（1月当たりの単価）

イ 自動車の賃貸借（普通乗用自動車（SUV車））4台分 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成20年4月3日から平成23年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借（自動車に係るものに限る。）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年2月1日（金）から2月28日（木）までの毎日午前9時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知支庁地域振興部総務課
電話番号 0126-20-0020

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知支庁地域振興部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知支庁1階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁地域振興部総務課）

(2) 入札日時 平成20年3月13日（木）午後3時30分（送付による場合は、平成20年3月13日（木）午前11時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年度北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量170グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道空知支庁地域振興部総務課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入

札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知支庁地域振興部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126-20-0020

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Lease of 26 cars
b. Lease of 4 cars (SUV)

B. Bid tendering date and time : 3 : 30 P. M., March 13, 2008

(Mailed bids must arrive no later than 11 : 00 A. M., March 13, 2008)

C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Sorachi
Subprefectural Office, Hokkaido Government, 8-Jo, Nishi 5-Chome, Iwamizawa,
Hokkaido, 068-8558 Japan.
Phone : 0126-20-0020

北海道留萌支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月1日

北海道留萌支庁長 松 岡 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 複写機等の賃貸借その1
デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
イ 複写機等の賃貸借その2
デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
ウ 複写機等の賃貸借その3
デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）
エ 複写機等の賃貸借その4
デジタル幅広複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

オ 複写機等の賃貸借その5

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）

カ 複写機等の賃貸借その6

デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）

キ 複写機等の賃貸借その7

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）

ク 複写機等の賃貸借その8

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たり単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間

(1)のアからクまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次のアからクまでに定めるところによる。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

ア 複写機等の賃貸借その1

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

イ 複写機等の賃貸借その2

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

ウ 複写機等の賃貸借その3

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

エ 複写機等の賃貸借その4

平成20年4月1日から平成25年3月29日まで

オ 複写機等の賃貸借その5

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

カ 複写機等の賃貸借その6

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

キ 複写機等の賃貸借その7

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

ク 複写機等の賃貸借その8

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 納 入 場 所

(1)のアからクまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次のアからクまでに定める場所に納入すること。

ア 複写機等の賃貸借その1 北海道留萌支庁地域振興部総務課

イ 複写機等の賃貸借その2 北海道留萌支庁地域振興部総務課（会計部門）

ウ 複写機等の賃貸借その3 北海道留萌支庁地域振興部地域政策課

エ 複写機等の賃貸借その4 北海道留萌合同庁舎3階青写真室

- オ 複写機等の賃貸借その5 北海道留萌保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
 カ 複写機等の賃貸借その6 北海道留萌土木現業所事業課
 キ 複写機等の賃貸借その7 北海道留萌土木現業所羽幌出張所
 ク 複写機等の賃貸借その8 北海道留萌土木現業所遠別出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年2月1日（金）から2月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 1の(1)のアからクまでに掲げる複写機等の賃貸借について、それぞれ次の(ア)から(ウ)までに定めるところによる。

- (ア) 複写機等の賃貸借その1からその4まで
郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目
北海道留萌支庁地域振興部総務課出納需品係
- (イ) 複写機等の賃貸借その5
郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目
北海道留萌保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
- (ウ) 複写機等の賃貸借その6からその8まで
郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目
北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

1の(1)のアからクまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 複写機等の賃貸借その1からその4まで
北海道留萌支庁地域振興部総務課出納需品係
- (2) 複写機等の賃貸借その5
北海道留萌保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
- (3) 複写機等の賃貸借その6からその8まで
北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所

1の(1)のアからクまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次のアからウまでに定めるところによる。

ア 複写機等の賃貸借その1からその4まで

留萌市住之江町2丁目 北海道留萌合同庁舎1階102号会議室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目 北海道留萌支庁地域振興部総務課出納需品係）

イ 複写機等の賃貸借その5

留萌市住之江町2丁目 北海道留萌合同庁舎1階 北海道留萌保健福祉事務所母子相談室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目 北海道留萌保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課）

ウ 複写機等の賃貸借その6からその8まで

留萌市住之江町2丁目 北海道留萌合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入 札 日 時

1の(1)のアからクまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次のアからウまでに定めるところによる。

ア 複写機等の賃貸借その1からその4まで

平成20年2月28日（木）午前10時30分（送付による場合は、平成20年2月27日（水）までに必着。）

イ 複写機等の賃貸借その5

平成20年2月28日（木）午後1時30分（送付による場合は、平成20年2月27日（水）までに必着。）

ウ 複写機等の賃貸借その6からその8まで

平成20年2月28日（木）午後2時30分（送付による場合は、平成20年2月27日（水）までに必着。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告 平成19年8月10日付け北海道留萌支庁告示第37号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 入札は1の(1)に掲げる複写機等の賃貸借その1からその8までについてそれぞれ実施するものとし、落札者の決定方法は次の(1)及び(2)に定めるところによる。 (1) 複写機等の賃貸借その1からその3まで及びその5からその8まで すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。 (2) 複写機等の賃貸借その4 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)による(1の(1)に掲げる複写機等の賃貸借その4にあっては、平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)による。)ほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地は、1の(1)のAからクまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次の(1)から(3)までに定めるところによる。 (1) 複写機等の賃貸借その1からその4まで ア 名 称 北海道留萌支庁地域振興部総務課出納需品係	イ 所 在 地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目 電話番号 0164-42-8409 (2) 複写機等の賃貸借その5 ア 名 称 北海道留萌保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課 イ 所 在 地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目 電話番号 0164-42-8310 (3) 複写機等の賃貸借その6からその8まで ア 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目 電話番号 0164-42-8342 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Lease of copier No. 1 1set b. Lease of copier No. 2 1set c. Lease of copier No. 3 1set d. Lease of wide copier No. 4 1set e. Lease of copier No. 5 1set f. Lease of color copier No. 6 1set g. Lease of copier No. 7 1set h. Lease of copier No. 8 1set B. Bid tendering date and time : a ~ d 10:30 A.M., February 28, 2008 (If mailed, bids must arrive no later than February 27, 2008) e 1:30 P.M., February 28, 2008 (If mailed, bids must arrive no later than February 27, 2008) f ~ h 2:30 P.M., February 28, 2008 (If mailed, bids must arrive no later than February 27, 2008) C. Contact : a ~ d Administrative Division, Department of Regional Promotion, Rumoi Subprefectural Office, Hokkaido Government, 2-chome, Suminoechou, Rumoi, Hokkaido, 077-8585 Japan. Phone : 0164-42-8409 e Health and Welfare Planning Division, Department of Health and Welfare, Rumoi Health and Welfare Office, Hokkaido Government, 2-chome, Suminoechou, Rumoi, Hokkaido, 077-8585 Japan.
---	---

Phone : 0164-42-8310

f ~ h General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Rumoi District Public Works Management Office, 2-chome, Suminoechou, Rumoi, Hokkaido, 077-8585 Japan.

Phone : 0164-42-8342

北海道胆振支庁告示第16号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月1日

北海道胆振支庁長 大 杉 定 通

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

デジタルカラー複写機等の賃貸借1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道胆振森づくりセンター庁舎2階事務室

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年2月1日（金）から2月29日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 053-0803 苫小牧市矢代町3丁目1番18号
北海道胆振森づくりセンター管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 053-0803 苫小牧市矢代町3丁目1番18号
北海道胆振森づくりセンター管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 苫小牧市矢代町3丁目1番18号 北海道胆振森づくりセンター庁舎1階会議室（送付による場合は、郵便番号 053-0803 苫小牧市矢代町3丁目1番18号 北海道胆振森づくりセンター管理課）

(2) 入札日時 平成20年3月14日（金）午後1時30分（送付による場合は、平成20年3月13日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

入札は1の(1)に掲げる複写機等の賃貸借について実施するものとし、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）に予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格である者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)までによるほか、

次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振森づくりセンター管理課 (2) 所 在 地 郵便番号 053-0803 苫小牧市矢代町 3 丁目 1 番18号 電話番号 0144-72-5121 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : lease of a color copying machine B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., March 14, 2008 (If mailed, bids must arrive no later than March 13, 2008) C. Contact : Administration Division, Iburi Forestry Center, Hokkaido Government, 18-Gou, 1-Ban, 3-Choume,Yashirochou, Tomakomai, Hokkaido, Post code 053-0803, Japan. Phone : 0144-72-5121	(3) 平成18年 2 月 1 日以降、資格審査の申請をする日までに道から一般競争入札において 庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令等を受けてい ないこと。 (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準に適合してい る者であること。 (5) 資格審査の申請をする日の直前 2 営業年度分（当該 2 営業年度が24月に満たない場合 は24月分）の決算において 1 の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 締結し、かつ、誠実に履行している者であること。 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たすも のであること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定によ る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め るところにより、 2 の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなけ ればならない。 ア 申 請 の 時 期 平成20年 2 月 1 日から 2 月22日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな ければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 094-8709 紋別市緑町 5 丁目 6 番 8 号 北海道立紋別病院庶務課 電話番号 0158-24-3111 内線 304 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約事項を示す場所 北海道立紋別病院庶務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 紋別市緑町 5 丁目 6 番 8 号 北海道立紋別病院別棟 1 階会議 室（郵送による場合は、郵便番号 094-8709 紋別市緑町 5 丁 目 6 番 8 号 北海道立紋別病院庶務課） (2) 入 札 日 時 平成20年 3 月14日 午前10時（郵送による場合は、平成20年 3月13日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項
道 立 紋 別 病 院 告 示 北海道立紋別病院告示第 1 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する 協定の適用を受ける。 平成20年 2 月 1 日 北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道立紋別病院清掃業務 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書、業務仕様書及び作業要領による。 (3) 契 約 期 間 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで。ただし、予算 の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 履 行 場 所 紋別市緑町 5 丁目 6 番 8 号 北海道立紋別病院 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する庁舎等清掃の資 格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	

- (1) 交 付 場 所 北海道立紋別病院庶務課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

(1) 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(2) 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立紋別病院庶務課
(2) 所 在 地 郵便番号 094-8709 紋別市緑町5丁目6番8号
電話番号 0158-24-3111 内線 304

10 Summary

- A. Nature and quantity of the services to be procured :
Cleaning of rooms in the Hokkaido Mombetsu hospital (Except the general ward)
B. Bid tendering date and time : 10:00 A. M., March 14, 2008
(If mailed, bids must arrive no later than March 13)
C. Contact : Hokkaido Mombetsu hospital Administrative affairs division 5-6-8,
Midori-cho, Mombetsu-shi, Hokkaido, 094-8709 Japan.
Phone : 0158-24-3111 Ext. 304

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月1日

北海道教育庁実習船管理局長 山 谷 信 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
浮漁調査用表中層トロール網 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成20年3月31日（月）
(4) 納 入 場 所 北海道教育庁実習船北鳳丸

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年度北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年2月1日から2月12日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8552 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁実習船管理局
電話番号 0138-47-9592

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局

5 入札執行の場所及び日時

- (4) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (5) 納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。
- (6) 次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油を除く。）が可能なこと。

名 称	所 在 地	範 囲
北海道警察本部庁舎	札幌市中央区北2条西7丁目	半径3km
北海道警察本部琴似庁舎	札幌市西区八軒1条西3丁目1番9号	半径3km
北海道警察本部交通機動隊砂川分駐所	砂川市東1条南15丁目1番8号	半径3km
北海道警察本部交通機動隊小樽分駐所	小樽市富岡1丁目7番1号	半径3km
北海道警察本部交通機動隊苫小牧分駐所	苫小牧市旭町3丁目5番12号	半径3km
北海道警察本部交通機動隊登別分駐所	登別市桜木町1丁目20番地6	半径5km
北海道警察本部機動隊舎	札幌市南区真駒内南町6丁目2番1号	半径5km
北海道警察本部高速道路交通警察隊	札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号	半径3km
北海道警察本部高速道路交通警察隊朝里分駐所	小樽市新光4丁目1番1号	半径3km
北海道警察本部高速道路交通警察隊北広島分駐所	北広島市大曲並木1丁目1番地1	半径3km
北海道警察本部高速道路交通警察隊夕張分駐所	夕張市紅葉山317番地5	半径3km
北海道警察本部高速道路交通警察隊苫小牧西分駐所	苫小牧市字錦岡459番地8	半径3km
北海道警察本部高速道路交通警察隊室蘭分駐所	室蘭市崎守町316番地	半径5km
北海道警察本部高速道路交通警察隊長万部分駐所	山越郡長万部町字富野195番地	半径5km
北海道警察本部高速道路交通警察隊岩見沢分駐所	岩見沢市駒園8丁目8番1号	半径3km
北海道警察本部高速道路交通警察隊滝川分駐所	滝川市東滝川21番地	半径3km
北海道警察本部札幌運転免許試験場	札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号	半径3km

- (7) 札幌市内の警察署を除く全道の各警察署管内で給油（セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。
- (8) 札幌市内で24時間給油（セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(3)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年2月1日から3月4日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入 札 日 時 平成20年3月14日 午前10時（送付による場合は、平成20年3月14日 午前9時必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道警察本部総務部会計課に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）から閲覧・印刷することができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次

による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011-251-0110 内線 2236 10 Summary A. The nature and quantity of products to be procured:unit price per liter : a. Gasoline for automobiles (JIS1) 72,000 liters b. Gasoline for automobiles (JIS2) 1,092,000 liters c. Light (Diesel) oil (JIS 1, 2, and 3) 148,000 liters d. Oil for gasoline engines (class SL, multi-grade type) 3,300 liters e. Oil for diesel engines (class CF, multi-grade type) 1,300 liters B. Bid submission time and date : 10:00 A. M., March 14, 2008 C. For further information please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan. Phone : 011-251-0110 Extension 2236	次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 保守サービスの供給に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品供給の体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成20年2月1日(金)から2月28日(木)までの午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察釧路方面本部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 釧路市黒金町10丁目5 北海道警察釧路方面本部2階大会議室 (2) 入 札 日 時 平成20年3月12日(水)午後1時30分(送付による場合は、平成20年3月11日(火)までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務
道警察釧路方面本部告示	
北海道警察釧路方面本部告示第5号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成20年2月1日 北海道警察釧路方面本部長 堀 金 忠 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 デジタル複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙、ホチキス針を除く。)) 20台 (1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価) (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格	

を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察釧路方面本部のホームページ
(<http://www.kushirohonbu.police.pref.hokkaido.jp/>) で 閲
覧・印刷することができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（1月当たりの単価）が北海道財務規則
（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格
（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価格（各入札
金額（1月当たりの単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である
者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次
による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5
電話番号 0154-25-0110 内線 2232

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :

Price per month and copy of lease on 20 copy machines including maintenance and
consumable supplies (excluding paper and stapler)

B. Bid tendering date and time :1 : 30 P. M., March 12, 2008

(Mailed bids must arrive by March 11, 2008)

C. Contact : Finance Division, Hokkaido Kushiro Area Police Headquarters,10-5,

kurogane-cho, Kushiro, Hokkaido 085-8511 Japan.

Phone : 0154-25-0110 Extension 2232